

議案第 58 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 27 日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、児童福祉法が改正されたことに伴い、同法を引用する本市の関係条例において、所要の改正を行うものである。

京田辺市条例第　　号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（京田辺市附属機関設置条例の一部改正）

第1条 京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部京田辺市要保護児童対策地域協議会の項中「第33条第10項」を「第33条第19項」に改める。

（京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附則第9条中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

（京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正)

第4条 京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年京田辺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行					改正理由
〔京田辺市附属機関設置条例の一部改正（第1条関係）〕 別表（第2条—第4条関係）					〔京田辺市附属機関設置条例の一部改正（第1条関係）〕 別表（第2条—第4条関係）					
執行機関	名称	担任事務	人数	任期	執行機関	名称	担任事務	人数	任期	
市長	(略)	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)	(略)	児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理
	京田辺市要保護児童対策地域協議会	要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第19項に規定する保護延長者を含む。）若しくは要支援児童（同法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）及びその保護者又は特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）（以下この欄においてこれらを「要保護児童等」という。）への援助のために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うほか、次に掲げる事項（1）及び（2）（略）		京田辺市要保護児童対策地域協議会	要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第10項に規定する保護延長者を含む。）若しくは要支援児童（同法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）及びその保護者又は特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）（以下この欄においてこれらを「要保護児童等」という。）への援助のために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うほか、次に掲げる事項（1）及び（2）（略）					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
〔京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）〕 (特定教育・保育の取扱方針)					〔京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）〕 (特定教育・保育の取扱方針)					字句の整理
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。					第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。					
(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）					(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）					

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>〔京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）〕</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものという。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>〔京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）〕</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>〔京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第5条関係）〕</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>〔京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）〕</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>〔京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）〕</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>〔京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第5条関係）〕</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p> <p>児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）</u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>	
2及び3 (略)	2及び3 (略)	